

議案第127号

上越市ガス供給条例の一部改正について

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成28年上越市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号及び第2号中「0. 075円」を「0. 077円」に改め、同条第2項第1号中「0. 9748」を「0. 9530」に、「0. 0405」を「0. 0585」に改め、同項第2号中「12万4, 190円」を「9万3, 290円」に改める。

「
別表第1中

374. 00円	177. 99円
418. 00円	176. 22円
638. 00円	174. 76円

を
」

「

704. 00円	158. 57円
781. 00円	155. 51円
1, 188. 00円	152. 81円

に改める。
」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第2及び別表第3の規定並びに改正後条例別表第2及び別表第3の規定を適用して算定した額の合計額とする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数

を切り捨てるものとする。